

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
文 書 局  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

## 条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道条例第30号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

第26条の3第2項第1号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号）」に改める。

第61条の11第9項中「、第63条の12第3項」を削る。

第62条第1項中「第145条第3号」を「第145条」に、「当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ」を「その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第62条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この条、第63条の6第2項及び第63条の10第2項において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第63条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第3項中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「種別割」を「自動車税」に改める。

第63条の2から第63条の13までを削る。

第64条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に、「同項」を「同項（同号に係る部分に限る。）」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第65条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第65条の2の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（次項及び第66条第1項において「新規登録」という。）」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、証紙」を「、北海道税収入証紙（以下この条において「証紙」という。）」に改め、同条第4項及び第6項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第65条の3の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第177条の12」を「第159条」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第66条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、「（又は移転登録）」の次に「（同法第13条第1項の規定による移転登録をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第67条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第67条の3の前の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第67条の4第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号中「身体障害者が所有する」を「下肢若しくは体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者（以下この項において「身体障害者」という。）が所有する」に、「生計を一にする者が身体障害者」を「その者と生計を一にする者（以下この号において「生計を一にする者」という。）が身体障害者」に、「又は身体障害者等」を「又は身体障害者その他規則で定める者（以下この号において「身体障害者等」という。）」に、「介護者」を「身体障害者を

介護する者」に改め、同項第5号中「開設者」の次に「（日本赤十字社を除く。）」を加え、同項第7号中「届出自動車教習所の設置者等」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「免許情報記録」の次に「（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。第5項において同じ。）」を加え、同条第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第68条及び第69条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第5条第1項中「から第5条の5まで」を「、附則第5条の5」に改める。

附則第5条の4の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の4の2に見出しとして「（個人の道民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第12条の5第3項において「居住年」という。）が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の次に「（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」を加え、同項第1号中「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成7年法律第11号）」を加え、同項第2号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の次に「（昭和22年法律第175号）」を加え、同条第2項中「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、同条を附則第5条の4とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の4の2第1項」を削る。

附則第6条の3第2項中「掲げる金額」の次に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額

（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

附則第7条の2の5中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の2の6中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第8条の2の8から第8条の2の13までを削る。

附則第8条の3の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、「令和7年度分及び」を削り、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「自動車」の次に「（法第145条に規定する自動車をいう。次条から附則第8条の6までにおいて同じ。）」を加える。

附則第8条の4の前の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第149条第1項第1号」、「第149条第1項第2号」及び「第149条第1項第3号」を「附則第12条の3第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車（法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車をいう。第4項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（法附則第12条の3第1項第1号に規定する石油ガス自動車をいう。第4項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車をいう。第4項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第8条の4第3項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基

準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）に、「同号口に規定する平成21年天然ガス車基準」を「同条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の3第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第1号において同じ。）

附則第8条の4第3項第4号から第6号までを削り、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第64条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表（第64条第1項第4号オの項を除く。）の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第1項第4号オ中「前3号又は次号に掲げる額（次項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とあるのは、「附則第8条の4第4項の規定により読み替えて適用される第1号ア又は次号アに掲げる額」とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものと

して定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第8条の5第1項中「第62条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第8条の6の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「第177条の14」を「第161条」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「第177条の18第1項」を「第165条第1項」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第百六十八条」に改め、「の種別割」を削る。

附則第9条の4の3第3項第3号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条

の4第1項」に改める。

附則第9条の5第3項第3号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第10条第3項第3号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第11条第4項第3号、附則第12条第3項第3号及び附則第12条の3第2項第3号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改める。

附則第12条の3の3第1項中「震災特例法第11条の6第3項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び附則第12条の5において「震災特例法」という。）第11条の6第3項」に改め、同条第3項中「附則第5条の4又は」を削り、同項の表附則第5条の4第1項第2号イの項を削り、同条第4項中「附則第5条の4又は」を削る。

附則第12条の5第1項中「及び附則第5条の4の2」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第5条の4第1項の項から附則第5条の4第1項第3号の項までを削り、同表附則第5条の4の2第1項の項中「附則第5条の4の2第1項」を「第1項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成23年法律第29号）」を加え、同表附則第5条の4の2第1項第1号の項中「附則第5条の4の2第1項第1号」を「第1項第1号」に改め、同表附則第5条の4の2第1項第2号の項中「附則第5条の4の2第1項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条第2項中「及び附則第5条の4の2」を削り、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「、阪神・

淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項まで」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改める。

附則第12条の6を次のように改める。

#### 第12条の6 削除

附則第12条の8中「附則第5条の4の2第3項」を「附則第5条の4第3項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和7年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道税条例第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第61条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第61条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされるこの条例による改正前の北海道税条例（以下この項において「旧条例」という。）第63条の10第1項又は第63条の11第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第63条の10第5項若しくは第63条の11第2項の規定

による還付又は旧条例第63条の10第6項（旧条例第63条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中自動車税に関する部分は令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度分までの自動車税の種別割についてはなお従前の例による。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正）

7 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第2条（見出しを含む。）、第3条（見出しを含む。）及び第5条中「種別割」を「自動車税」に改める。

---